

ジュニアNISA 取引ルール

ジュニアNISAの特長 **取引ルール** 取引までの流れ 取引方法 ジュニアNISA Q&A

NISA固有の取引ルールについて記載しておりますので、各項目をお読みの上、お取引を行ってください。下記に記載のない(現物取引に関するルールは**現物取引ルール**をご覧ください)。

1. ジュニアNISA口座開設基準	8. 手数料	15. 金融機関変更
2. 運用管理者(取引主体者)	9. 取引上限	16. 配当金受け取り方法
3. 申込方法	10. ジュニアNISA口座からの払出制限	17. 取引チャネル
4. お申込み時必要書類	11. 非課税期間	18. 入金方法
5. 取扱銘柄	12. 損益通算・繰越控除	19. 取引口座
6. 完全前受制度	13. 投資可能期間	20. その他
7. 注文方法	14. 成人NISA口座の自動開設	

1. ジュニアNISA口座開設基準

- 当社で未成年口座を開設されていること。
 - 国内に居住する0歳～19歳の未成年者(既婚者を除く)であること。
 - 未成年口座で特定口座を開設されていること。
 - ジュニアNISA口座の開設時に課税ジュニアNISA口座としての特定口座を開設することに同意いただけること。
 - 他社でジュニアNISA口座を開設していないこと。
- ※その他の基準は、当社の未成年口座開設基準に準ずるものとします。

2. 運用管理者(取引主体者)

法定代理人である「登録親権者」が未成年者のために代理で運用を行います。
※原則として未成年者がジュニアNISA口座を運用できません。

3. 申込方法

未成年口座の「マイページ」よりお申込みください。
※未成年口座開設時に同時申込みすることもできます。

4. お申込み時必要書類

ジュニアNISA口座の開設手続きの際には、個人番号カード等を提示し、個人番号を告知していただく必要があります。

【当社から発送する書類】

- ジュニアNISA口座開設申込書(兼 未成年者非課税適用確認書の交付申請書)

【お客様ご自身でご用意いただく書類】

- 登録親権者となる方の本人確認書類
- 未成年者と親権者全員の「続柄」を確認できる書類
- 未成年者のマイナンバー確認書類
- 未成年者の本人確認書類

5. 取扱銘柄

東京証券取引所上場銘柄(株式・ETF・REIT・ETNなど)、IPO、PO
※ 信用取引、指先先物取引、オプション取引、外国為替証拠金取引(FXネオ、くりっく365)、CFD取引、外国債券はサービス対象外となっております。
※ ジュニアNISA口座を開設していた場合、IPOの申込みは未成年口座かジュニアNISA口座のどちらか口座に限らせていただきます。また、登録親権者の方がすでにIPOの申込みをされていた場合、未成年口座かジュニアNISA口座ではIPOの申込みを受付けできません。予めご了承ください。

6. 完全前受制度

サービスガイド「現物取引ルール」をご参照ください。

7. 注文方法

ジュニアNISA口座のお取引画面からご注文していただきます。
なお、注文方法は現物取引の取引ルール「3. 注文方法」に準じます。

8. 手数料

ジュニアNISA口座でのお取引につきましては、売買手数料は無料です。
※ 但し、課税ジュニアNISA口座(特定口座)、コールセンターからのご注文・単元未満株式の売却注文は除きます。現物取引ルール、単元未満株取引ルールをご確認ください。

9. 取引上限

非課税枠は年間一人80万円まで可能です。未使用分の非課税枠を翌年へ繰り越すことができます。

10. ジュニアNISA口座からの払出制限

「ジュニアNISA口座」で買付けた上場株式・ETF・REIT等の売却代金および配当金は、ジュニアNISAの制度上、口座名義人が18歳に達する年(口座開設者が3月31日時点で18歳である年の1月1日)まで払出しすることができません。
※ 万が一、払出しが行われた場合は、非課税で受領したすべての売却代金および配当金が課税扱いとなります。ただし、災害等やもて得ない場合の払出しにおいては、税務署の確認を受けることにより課税されない場合があります。
※ 3月31日時点で18歳となる年の1月1日以降は、自由に払出しが可能です。
※ 払出し制限が解除された時期に、口座名義人に対して払出制限が解除された旨をご連絡いたします。

11. 非課税期間

投資した年から最長5年間で非課税期間となります。
※ 非課税期間5年間で終わると、ジュニアNISA口座の株式等も、自動的に課税ジュニアNISA口座に移管され、その後の配当金や売買益等については課税されます。ただし、ジュニアNISA口座で保有されていた期間の値上がり利益は課税されません。
※ 上記の課税ジュニアNISA口座への移管のまか、事前に依頼書によりご連絡いただくことで、引き続き、ジュニアNISA口座で翌年の非課税枠80万円を利用し、80万円の限度額の範囲内でそのまま保有(ロールオーバー)し続けることもできます。

12. 損益通算・繰越控除

ジュニアNISA口座と特定口座(課税ジュニアNISA口座を含む)、一般口座で保有する他の上場株式等の配当金や売買益等との損益通算はできません。売買損失はないものとみなされます。
また、損失の繰越控除(3年間)もできません(成人NISAと同じです)。
※ 課税ジュニアNISA口座の損益通算については、この限りではありません。

13. 投資可能期間

2023年(平成35年)12月まで

14. 成人NISA口座の自動開設

口座名義人が20歳になると自動的に成人NISA口座が開設されます。
※ 20歳になった日が属する年の翌年1月1日の時点で開設されます。

15. 金融機関変更

一度ジュニアNISA口座を開設されますと金融機関の変更はできません。
また、他の金融機関にジュニアNISA口座で買付けた株式等を移管することもできません。

16. 配当金受け取り方法

- 当社では、ジュニアNISA口座開設申込時に配当金受領方法を「株式数比例配分方式」で登録させていただいております。
※ 上場株式等の配当金を非課税で受け取るためにも、配当金受領方法を「株式数比例配分方式」で登録する必要があります。
※ 「株式数比例配分方式」を登録し、特定一般口座で保有されている全ての上場株式の配当金等についても「株式数比例配分方式」が選択されます。
- 複数の金融機関に口座をお持ちの場合、他の金融機関での配当金受取方法も「株式数比例配分方式」となりますので、ご注意ください。(金融機関ごと異なる受領方法は選択できません。)
- 同時に、当社で「株式数比例配分方式」をご登録された後に、他の金融機関で配当金受領方法を変更された場合、当社での受領方法も変更されます。
※ ジュニアNISA口座申請中に他の金融機関で配当金受領方法を変更した場合、ジュニアNISA口座開設時の配当金受領方法も変更され、ジュニアNISA口座で買付けた上場株式の配当金は非課税とはなりませんので、ご注意ください。
- 【マイページ】-【登録情報・申請】の「配当金受け取り方法」で、当社にてご登録いただいた受け取り方法を反映しております。当社以外の金融機関で変更手続きを行なわれた場合、実際の受け取り方法と表示が異なる場合がございますのでご注意ください。

17. 取引チャネル

PC会員ページ、コールセンターでの電話注文

18. 入金方法

未成年口座に入金後、マイページ>入出金・振替の画面から、ジュニアNISA口座への振替指示を出して下さい。
※ 未成年口座への入金方法は、未成年口座の取引ルールをご確認ください。
※ 未成年口座およびジュニアNISA口座では、未成年者本人に帰属する資金でしか入金できません。よって、未成年者名義以外のご入金があった場合は、入金を受け付けることができませんのでご注意ください。

19. 取引口座

ジュニアNISA、課税ジュニアNISA(特定口座)

20. その他

- 口座開設完了通知等各種郵送物は、登録親権者の方に郵送させていただきます。
- コールセンターへの各種お問い合わせは、登録親権者の方からお問い合わせください。
- 登録親権者の口座にお取引の規制がある場合、ジュニアNISA口座にもお取引の規制をさせていただく場合がございます。
- 払出しの際は、払出し(払出し制限解除後の払出しを含む。)を行った資金が口座名義人本人に帰属するかが確認させていただきます。また、払出しを行った資金を口座名義人以外の者が消費等した場合などは、事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題が生じることがあります。
- 未成年者(口座名義人)に帰属しない資金で行われる取引、いわゆる「仮名取引」等が行われた場合には、贈与税等、課税上の問題が生じるおそれがあります。

変更履歴

取引ルールの変更履歴は下記よりご参照ください。

- 株式取引ルール [変更履歴](#)

<p>まだGMOクリック証券に口座をお持ちでないお客様</p> <p>口座開設</p>	<p>証券取引口座、FX専用口座をお持ちのお客様</p> <p>ログイン</p>
--	---

[ジュニアNISAの特長](#) | [取引ルール](#) | [取引までの流れ](#) | [取引方法](#)